知財法務の勘所Q&A (第74回)

ファッションロー

~ファッション産業・業界における種々の法律問題について~

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業 弁護士 山内 真之、鈴川 大路、相澤 思絵

Q1 今年(2023年) 3月に、経済産業省が「ファッションローガイドブック2023」(「本ガイドブック」) を発表しましたが、「ファッションロー」とは、どのような法律を意味するのでしょうか?

本1 「ファッションロー」という単一の法律は存在せず、本ガイドブックの表現を借りれば、「ファッション産業やファッション業界に関わる様々な法律問題を取り扱う法分野」を意味することとなります。

具体的な法律としては、著作権法・商標法・意匠法といったファッション産業に関わる知的財産法や不正競争防止法、契約法、製造物責任法や下請法、労働法、景品表示法などの広告表示規制、特定商取引法などの消費者保護規制があり、多岐にわたる法規制の要素を含む概念といえます。

ファッション産業・業界においてビジネスを行うに際しては、製造や流通・販売のみならず、ブランドやロゴの確立、商品デザインの企画・開発、ファッションショーの実施やSNSを含むメディアでの広告活動、Eコマース向けのWebデザイン、海外展開などの活動を行うことになりますが、その際に様々な法律の視点からの検討が必要となります。例えば、ブランド名・ロゴの決定に際しては、商標出願及び第三者の商標権の有無検討を行い、商品デザインの企画・開発に際しては、デザイナーとの権利帰属合意やライセンス契約処理、ファッションショーに際しては、モデル出演契約やプロモーション業務の委託契約、広告に際しては、景品表示法等の規制、流通・販売に際しては、必要に応じて外国法規制の確認をしつつ、模倣品・侵害品対策も行うこととなります。

したがって、ファッションローの用語は、上記のように、ファッション産業・業界においてビジネスを行うに際して関連しうる様々な法令を包括する概念として位置付けられています。

ファッションローの関連法令のすべてをここで説明することは困難ですが、以下では、実務上よくある問題点を、Q&Aの形式で解説します。